

株主各位

第 118 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

平成 29 年 6 月 5 日
日産自動車株式会社

目 次

1.事業報告の「4.会計監査人の状況」	... 1 頁
2.事業報告の「5.会社の体制及び方針」	... 2 頁
3.連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	... 8 頁
(参考情報)「連結包括利益計算書」	... 9 頁
4.連結計算書類の連結注記表	... 10 頁
5.計算書類の「株主資本等変動計算書」	... 16 頁
6.計算書類の個別注記表	... 17 頁

上記の事項は、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nissan-global.com/JP/IR/>)に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

1.事業報告の「4.会計監査人の状況」

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査役会が同意した理由

430 百万円

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

918 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、開示資料の英訳に係る助言業務等についての対価を支払っております。

当社の重要な子会社(「1.企業集団の現況に関する事項」の「(6)重要な子会社の状況」に記載)のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。また、そのほか独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(4) 会計監査人が過去二年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成 27 年 12 月 22 日付で発表した懲戒処分の内容の概要

処分対象

新日本有限責任監査法人

処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月間(平成 28 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)

処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、(株)東芝の平成 22 年 3 月期、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

2. 事業報告の「5.会社の体制及び方針」

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行う。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

効率的で機動的な経営を行うため、取締役会の構成は小規模なものとし、業務執行については明確な形で執行役員及び従業員に権限を委譲する。

事業戦略、重要な取引・投資などの会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、並びに会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置する。

地域及び特定の事業領域に関する事項を審議し議論するマネジメントコミッティを設置する。クロス・ファンクション活動(機能横断的活動)を進めるため、クロス・ファンクショナル・チーム(CFT)を置く。CFTは、会社が取り組むべき各種の課題や問題を発掘し、それをライン組織に提案する。

社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い権限基準を整備する。

中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

世界中のグループ会社で働く全ての社員を対象として「グローバル行動規範」を策定し、その周知・徹底を図る。

行動規範の遵守を確実なものとするため、eラーニングなどの教育プログラムを充実させる。

当社の取締役や執行役員を対象に、「取締役・執行役員の法令遵守ガイド」を策定し、その遵守を徹底する。

反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに専門の委員会に報告し、その指示に従う。

当社の役員・従業員は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとるものとし、そのような不正・犯罪行為あるいはそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに専門の委員会に報告し、その指示に従う。

これらの遵守状況をチェックし、遵守を保証するための仕組みとして、「グローバルコンプライアンス委員会」を設置する。

内部通報制度を導入し、社内外に窓口を設置することにより、社員からの意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について直接当社マネジメントに伝えることを可能とする。

社内規程を整備する。「グローバル内部者取引防止管理規程」や「個人情報管理規程」などの規程類を整備し、教育・研修プログラムを通じて、周知・徹底と啓発を行う。

金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化する。

当社及びグループ会社の業務執行に関する監査及び法令、定款、企業倫理の遵守状況の確認等を定期的に行うことを目的に、専門の内部監査部署を設置し、有効かつ効率的な内部監査を行う。

当社・ルノー間のアライアンスに関する活動については、両社で共同運営する機能に関するものも含め、当社の取締役会、エグゼクティブコミティ、関係する執行役員の指揮、監督のもと行う。また、関連する意思決定は、権限基準に基づき、当社の取締役会、執行役員、または従業員が法令を順守し行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、発生率の低減を図るとともに、万一発生した場合に会社に与える被害の最小化に努め、その目的達成のため、「グローバルリスク管理規程」に基づき行動する。

全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等具体的対策を講じる。

全社的レベルのリスク以外の個別のビジネスリスクの管理は、それぞれのリスク管理責任者が担当し、リスクの発生を極小化するために、本来業務の一環として必要な措置を講じる。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び取締役会規則の定めるところに従い、当社の取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理する。

各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理する。

これらの情報は、主管部署が秘匿管理に配慮した厳格な保管・管理を行い、当社の取締役、監査役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、閲覧できる仕組みとする。

「情報セキュリティーポリシー」及び「グローバル情報管理ポリシー」を整備し、情報の適切な保管・管理を徹底のうえ、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、情報セキュリティー委員会を設置し、全社的な情報セキュリティーを総合的に管理するとともに、情報セキュリティーに関する意思決定を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的で統一的なグループ経営が行われるよう、グループ会社横断的な各種マネジメントコミティを設置する。

マネジメントコミティを通じて、グループ会社に対して情報を伝えるとともに、当社の経営方針を共有し、国内外のグループ会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。

各グループ会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定する。

ii) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グローバル行動規範の下に、グループ各社は各社独自の行動規範を策定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、法令や企業倫理の遵守を図る。グローバルコンプライアンス委員会では、定期的に国内外のグループ会社の状況をモニターし、さらなる法令及び定款の遵守並びに企業倫理の徹底に取り組む。また、グループ会社でも内部通報制度を導入し、意見・質問・要望等を直接所属会社あるいは当社に提出する仕組みを整備する。

当社の内部監査部署は、グループ会社の業務執行及び法令・定款の遵守状況やリスク管理状況の確認等を目的としてグループ会社監査を実施する。主要なグループ会社においては、内部監査部署を設置し、当社の内部監査部署の統括の下に独自の内部監査を行う。当社の監査役は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行う。

特にグループ会社に対する内部監査その他のモニターの範囲や頻度等については、当該グループ会社の規模や業態、重要性等に応じて適宜、合理的な差異を設ける場合があり得る。

iii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、グローバルリスク管理規程に基づき行動する。

グループ全体に影響を与えるグループ会社のリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下具体的対策を講じる。

上記以外のグループ会社のリスクに関するマネジメントは、それぞれのグループ会社が責任をもち、リスクの発生を極小化するために必要な措置を講じる。

iv) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

上記 i) ないし iii) で述べた体制のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携など複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社に求め、その把握に努める。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助するための組織として監査役室を置き、専任の管理職を配置し、監査役の指揮命令の下にその職務を遂行する。

監査役室の使用人の評価は監査役の協議で行い、人事異動や懲戒処分については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

i) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役及び使用人は報告を実施する。

当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

当社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

内部監査部署は、その監査計画や監査結果を当社の監査役に定期的に報告する。

ii) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行っており、グループ各社の監査役は、当社の監査役に対して、グループ全体に影響を与える事項を中心に報告を行う。グループ会社の役員等及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

当社の取締役及び使用人(内部監査部署に所属する者を含む。)は、上記(5)の体制を通じて報告を受けたグループ各社の事項について、上記 i)のとおり、当社の監査役に対して報告を実施する。

iii) 上記 i) ないし ii) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行う。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化する。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行う。

社長を始めとする代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。なお、取締役会は、その責任において、当該体制と方針の実行状況を継続的にモニターするとともに、必要に応じて変更・改善を行っており、このため、内部統制について担当する取締役を選定し、関連各部署が当該取締役の下で連携をとって内部統制システムの改善に努めております。

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、社外取締役を含む 9 名で構成されており、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行っている。当事業年度において取締役会は 14 回開催された。また、エグゼクティブコミティを始め、会社の重要事項や日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する会議体を設置し、効率的かつ効果的な経営を行っている。
- ・ 効率的で機動的な経営を行うため、取締役会の構成はスリムなものとし、業務執行については明確な形で執行役員及び従業員へ権限を委譲している。社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、権限基準が整備されており、常に迅速で効果的な意思決定が確保されるよう、当該基準について定期的及び必要に応じ見直し・改定を行っている。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ グローバルコンプライアンス委員会の統括のもと、リージョナルコンプライアンス委員会を地域ごとに配置して、違法行為や非倫理的行為を未然に防ぐグローバルな体制を構築している。法令・倫理遵守機能を高めるため、各地域、拠点が連携しながらコンプライアンスの周知徹底と違法行為の未然防止活動に取り組んでいる。グローバルコンプライアンス委員会は当該事業年度においては、6 月と 11 月に開催され、各地域のコンプライアンスオフィサーが参加した。
- ・ 当社では、グローバルに従業員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、企業活動が正しく行われるよう、グローバルで統一した内部通報制度を導入した。新しい内部通報制度は「SpeakUp(スピークアップ)」という名称のもとに導入され、従業員やその他の関係者が匿名で通

報し、双方向に秘匿なコミュニケーションを行うことが可能となっている。当社は従業員に対して、行動規範や内部規程の違反行為を報告するように促すとともに、通報者への報復を禁じる方針を定めており、それがコンプライアンス制度の土台となっている。

- ・ 従業員がコンプライアンスに関する施策や行動規範の内容を確実に理解・尊重できるよう、積極的にグローバルレベルで研修を行っている。
- ・ 内部監査部署として、独立した組織であるグローバル内部監査機能を設置している。各地域では統括会社に設置された内部監査部署が担当しており、具体的な監査活動を Chief Internal Audit Officer が統括することにより、グループ・グローバルに有効かつ効率的な内部監査を行っている。監査は、チーフコンペティティブオフィサーミーティングで承認された監査計画に基づき実施され、その結果を関係役員へ報告している。また、監査役に対しても定期的に監査結果を報告している。各地域における直近の内部監査の結果を適切に把握するため、当該事業年度において、グローバル監査委員会を 2 回開催した。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社はグローバルリスク管理規程に基づき、グループ全体で活動を推進している。具体的には、事業環境の変化に対応するため、リスク管理の専門部署による役員層へのインタビューを毎年実施、さまざまなリスクの洗い出しに続き、インパクトと頻度、コントロールレベルを評価し、コーポレートリスクマップの見直しを行っている。そしてリスクマネジメント委員会において、全社的に管理すべきリスクとその管理責任者を決定し、責任者のリーダーシップのもと、各リスクへの対策に取り組んでいる。当該事業年度において、リスクマネジメント委員会を 1 回開催した。
- ・ 国内外の連結会社とも連携を深め、グループ全体でリスクマネジメントの基本的なプロセスやツールの共通化、情報の共有化を進めている。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 情報セキュリティ全般に対する取り組みの基本方針である情報セキュリティポリシーをグローバルに展開し、情報セキュリティ委員会のもと、PDCA を回した対策を図っている。特に、グローバルで発生する社内外の情報漏えい事案については随時捕捉し、タイムリーに情報セキュリティの強化を実施することにより、確実に対応している。同ポリシー徹底のため、情報セキュリティに関する社内教育を継続的に実施し、周知・定着を図っている。当該事業年度において、情報セキュリティ委員会を 3 回開催した。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 各種マネジメントコミッティ、グローバルコンプライアンス委員会、グループ会社監査、グループ各社の監査役を集めての会合等のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携など複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社から受けている。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助するための組織として監査役室を設置し、監査役室には取締役の指揮命令から独立した専任の管理職 2 名を配置している。
- ・ 監査役室の使用人の評価は監査役の協議で行われ、人事異動や懲戒処分については、あらかじめ監査役会の同意を得て実施されている。

- (7) 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役は、年度監査計画に従って、また、必要に応じ、取締役、執行役員及び使用人から、当社及びグループ会社の業務執行に関する報告を受けている。
 - ・ 監査役は、当社及びグループ会社の業務執行に関する監査の結果について、定期的に内部監査部署より報告を受けている。
 - ・ 監査役は、グループ各社の監査役との情報及び意見交換会を定期的実施しており、その際グループ各社の監査役は、年度監査計画及び重点課題の進捗状況等を報告している（当該事業年度においては 3 回開催した）。また、監査役は、主なグループ会社を定期的に訪問しており、その際、各社監査役との意見交換を実施するとともに、各社社長及び役員から業務の執行状況の報告を受けている。
 - ・ グローバル行動規範において、従業員は行動規範の違反を察知した場合には速やかに報告する義務を負っている旨、報告者は報復を受けることのないよう保護される旨定め、周知を図っている。
- (8) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行に関する費用については、年度監査計画に基づいて監査費用予算を設け、処理している。
- (9) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会規則に則り、定期的に、また、必要に応じ、監査役会を開催している。さらに監査役間にて課題を共有するため、適宜協議を行っている。
 - ・ 社長を始めとする代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、幅広く意見交換を行っている。

3.連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書
 (自 平成 28 年 4 月 1 日)
 (至 平成 29 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	605,814	805,646	4,150,740	148,684	5,413,516	64,030	△4,486
当期変動額							
剰余金の配当			182,803		182,803		
親会社株主に帰属 する当期純利益			663,499		663,499		
自己株式の取得				277,859	△277,859		
自己株式の処分		11,835		7,284	19,119		
自己株式の消却		17	278,545	278,562	—		
連結範囲の変動			40		40		
持分法の適用範囲の 変動			3,795		3,795		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						6,252	11,640
当期変動額合計		11,818	198,396	7,987	218,201	6,252	11,640
当期末残高	605,814	817,464	4,349,136	140,697	5,631,717	57,778	7,154

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	連結子会社の 貨幣価値変動 会計に基づく 再評価積立金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	13,945	582,363	155,487	692,251	502	418,978	5,140,745
当期変動額							
剰余金の配当							△182,803
親会社株主に帰属 する当期純利益							663,499
自己株式の取得							△277,859
自己株式の処分							19,119
自己株式の消却							—
連結範囲の変動							40
持分法の適用範囲の 変動							△3,795
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		105,478	22,471	77,619	111	△114,080	△191,810
当期変動額合計		105,478	22,471	77,619	111	△114,080	26,391
当期末残高	13,945	687,841	133,016	769,870	391	304,898	5,167,136

(参考情報)「連結包括利益計算書」

連結包括利益計算書
(自 平成 28 年 4 月 1 日)
(至 平成 29 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
当期純利益	700,518
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	Δ4,172
繰延ヘッジ損益	11,532
為替換算調整勘定	Δ98,614
退職給付に係る調整額	31,740
持分法適用会社に対する持分相当額	Δ25,054
その他の包括利益合計	Δ84,568
包括利益	615,950
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	585,880
非支配株主に係る包括利益	30,070

4.連結計算書類の「連結注記表」

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

- (1) 連結子会社 193社 (国内 72社、海外 121社)
- 国内車両・部品販売会社 神奈川日産自動車(株)、日産自動車販売(株)
日産部品中央販売(株) 他 45社
- 国内車両・部品製造会社 日産車体(株)、愛知機械工業(株)、ジヤトコ(株) 他 6社
- 国内物流・サービス会社 日産トレーディング(株)、(株)日産フィナンシャルサービス、(株)オーテックジ
ャパン 他 12社
- 在外会社 北米日産会社、日産インターナショナル社、英国日産自動車製造会社、メキ
シコ日産自動車会社 他 117社
- 非連結子会社 66社 (国内 49社、海外 17社)
- 国内会社 (株)日産アーク 他 48社
- 在外会社 ジヤトコ・コリア・エンジニアリング 他 16社

なお、上記の非連結子会社は、総資産・売上高・当期純損益・利益剰余金等を勘案しても比較的小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外した。

- (2) 持分法適用会社 47社
- 非連結子会社 17社 (国内 12社、海外 5社)
(株)日産アーク 他 16社
- 関連会社 30社 (国内 20社、海外 10社)
ルノー、東風汽車有限公司、三菱自動車工業(株)、日産東京販売ホールデ
ィングス(株) 他 26社
- 持分法非適用会社 66社
- 非連結子会社 49社 日産車体コンピュータサービス(株) 他 48社
- 関連会社 17社 (株)日産広島カーリアインセンター 他 16社

なお、上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法適用の範囲から除外した。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の異動状況

- 連結新規 5社 サウジアラビア日産 他 4社
- 連結除外 20社 カルソニックカンセイ(株) 他 19社
- 持分新規 2社 三菱自動車工業(株) 他 1社
- 持分除外 7社 カルソニックカンセイ・スペイン社 他 6社

異動の主な理由は、新規会社は新規設立、株式取得又は重要性の増加によるものであり、除外会社は清算、株式譲渡等によるものである。

2.連結子会社の決算日等に関する事項

- (1) 連結子会社のうち、決算日が連結決算日(3月31日)と異なる子会社は次のとおりである。
- ・12月31日が決算日の会社…裕隆日産汽車股份有限公司、メキシコ日産自動車会社 他 17社
- (2) 12月31日が決算日の会社のうち、メキシコ日産自動車会社他 11社については、連結決算日における仮決算による財務諸表で連結している。また、裕隆日産汽車股份有限公司他 6社については、各社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行ったうえで連結している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券……………満期保有目的の債券…償却原価法
・その他有価証券
時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
時価のないもの…移動平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。
- ② デリバティブ……………時価法
- ③ たな卸資産……………通常の販売目的で保有する棚卸資産…主として先入先出法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産は主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法を採用している。リース資産の耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。
- ② 製品保証引当金……………製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として6年～15年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として9年～29年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用し、従業員の平均残存勤務期間あるいは従業員の平均余命期間にて費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段…デリバティブ取引
・ヘッジ対象…主として外貨建債権債務等
- ③ ヘッジ方針……………連結計算書類作成会社のリスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。

④ヘッジ有効性の評価方法… ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成 22 年 3 月 31 日以前に発生した負ののれん(のれん相当額及び負ののれん相当額)は重要性に応じ、20 年以内のその効果が発現すると認められる一定の年数にわたって均等償却を行っている。但し、金額が僅少な場合は、すべて発生時の損益として処理している。

平成 22 年 4 月 1 日以降に発生した負ののれん(負ののれん相当額)は、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理している。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

(9) 連結納税制度の適用

連結計算書類作成会社及び一部の子会社は連結納税制度を適用している。

4. 会計方針の変更

米国会計基準を採用している海外関係会社において、「繰延税金の貸借対照表の分類」(米国財務会計基準審議会会計基準アップデート(ASU)第 2015-17 号 平成 27 年 11 月 20 日)を当連結会計年度から早期適用し、従来連結貸借対照表において流動区分及び固定区分に別個に表示していた繰延税金資産及び負債を固定区分に分類する方法へ変更した。当該会計基準の適用については、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)740「法人所得税」に定める取扱いに従い当連結会計年度から将来にわたって適用している。

この結果、当連結会計年度末において、繰延税金資産(流動)が 117,879 百万円減少、繰延税金資産(固定)が 244 百万円増加し、繰延税金負債(流動)及び繰延税金負債(固定)がそれぞれ 741 百万円、116,894 百万円減少、総資産が 117,635 百万円減少した。なお、当連結会計年度の連結損益計算書及び 1 株当たり情報への影響額は無い。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

従来、営業外費用の「雑支出」に含めて表示していた「債権流動化費用」は重要性が増したため、区分掲記している。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

販売金融債権	2,414,838	百万円
有形固定資産	836,552	
計	3,251,390	

(2) 上記担保資産の対象となる債務

短期借入金	512,861	百万円
長期借入金	1,914,195	
(1年内返済予定を含む)		
計	2,427,056	

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,124,899 百万円
(内、リース資産 72,461 百万円)

3. 保証債務等の残高

(1) 保証債務残高	40,065	百万円
(内、従業員向け)	39,851	百万円、その他 214 百万円
(2) 保証予約残高	72	百万円

4. 受取手形割引高

12 百万円

5. 固定負債の「その他」には、提出会社で計上されている、平成19年6月20日開催の定時株主総会において承認済みの役員退職慰労金の改訂後の金額が含まれている。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,220,715 千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月22日 定時株主総会	普通株式	87,540	21	平成28年3月31日	平成28年6月23日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	95,263	24	平成28年9月30日	平成28年11月25日

(注) 配当金の総額は、ルノーに対する配当金の内、ルノー株式に占める当社持分相当の配当金を控除したものである。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	93,883 百万円(1株当たり配当額 24円)
基準日	平成29年3月31日
効力発生予定日	未定

(注) 配当金の総額は、ルノーに対する配当金の内、ルノー株式に占める当社持分相当の配当金を控除したものである。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,241 千株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、リスクを適切なレベルに維持しつつ資金の運用管理を効果的に行うことを目的として、短期的な預金や適格な現先取引を行っている。また、株式・債券関連商品等での運用を行うこともできるが、これらの価格変動リスクを負う資金運用に関しては、時価の定期的な把握や社内での報告体制など、特に厳格なリスク管理を実施している。

資金調達については、短期・長期の銀行借入れ、社債、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化による調達など、流動性リスクを低減する為に調達手段の多様化を行っている。

当社グループは、製品販売の対価として受取手形や売掛金を保有しており、契約に基づいた販売条件により資金回収を行っている。また、製品の開発・製造、販売に必要な部品・資材・サービスを調達しており、各種支払い条件に基づいた期日の債務を保有している。

デリバティブ取引は、主として外貨建債権債務の為替変動リスクの回避、有利子負債の金利変動リスクの回避、及びコモディティの価格変動リスクの回避を目的としてグループ内のリスク管理規定に基づき行っており、投機目的の取引は行っていない。

販売金融事業においては、厳格な与信審査により顧客へのオートローンやリース、ディーラーへの在庫金融などを中心とした金融サービスを提供している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない((注 2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,122,484	1,122,484	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	808,981 △12,353		
	796,628	796,628	—
(3) 販売金融債権(*2) 貸倒引当金(*1)	7,291,339 △87,634		
	7,203,705	7,225,493	21,788
(4) 有価証券及び投資有価証券	777,515	1,043,763	266,248
(5) 長期貸付金 貸倒引当金(*1)	16,036 △657		
	15,379	18,294	2,915
資産計	9,915,711	10,206,662	290,951
(1) 支払手形及び買掛金	1,578,594	1,578,594	—
(2) 短期借入金	980,654	980,654	—
(3) コマーシャル・ペーパー	430,019	430,019	—
(4) 社債(*3)	1,861,260	1,871,842	△10,582
(5) 長期借入金(*3)	4,443,785	4,520,023	△76,238
(6) リース債務(*3)	51,963	52,864	△901
負債計	9,346,275	9,433,996	△87,721
デリバティブ取引(*4)	47,826	47,826	—

(*1) 受取手形及び売掛金、販売金融債権及び長期貸付金に個別に計上された貸倒引当金は控除している。

(*2) 販売金融債権の連結貸借対照表計上額は、割賦繰延利益等 49,297 百万円を控除したものである。

(*3) 社債、長期借入金及びリース債務には、流動負債における 1 年内償還予定の社債、1 年内返済予定の長期借入金及びリース債務をそれぞれ含んでいる。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 販売金融債権

これらの時価は、債権の回収期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローに対し、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。非上場外国投資信託は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 長期貸付金

これらの時価は、個々の貸付金ごとの将来キャッシュ・フロー(元利金)を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値により算定している。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(5) 長期借入金、並びに(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

割引現在価値等により算定している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 502,685 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、国内及び海外において、賃貸等不動産を所有しており、主に自動車及び部品の販売店舗等を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
108,626	107,698

(注1) 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,242 円 90 銭
1 株当たり当期純利益金額	165 円 94 銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項なし。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を四捨五入して表示している。

5.計算書類の「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書
 (自 平成 28 年 4 月 1 日)
 (至 平成 29 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	株主資本								利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
		買換資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		買換資産 圧縮積立金	特別償却 積立金			
当期首残高	605,813	804,470	—	804,470	53,838	54,078	24	955,404	1,063,347
当期変動額									
剰余金の配当								△195,826	△195,826
買換資産圧縮 積立金の積立						4		△4	—
買換資産圧縮 積立金の取崩						△336		336	—
特別償却積立金 の積立							2	△2	—
特別償却積立金 の取崩							△13	13	—
当期純利益								585,951	585,951
自己株式の取得									
自己株式の処分			17	17					
自己株式の消却			△17	△17				△278,544	△278,544
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計			—	—		△331	△10	111,923	111,581
当期末残高	605,813	804,470	—	804,470	53,838	53,746	13	1,067,328	1,174,928

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△31,424	2,442,206	49,368	△1,092	48,275	502	2,490,984
当期変動額							
剰余金の配当		△195,826					△195,826
買換資産圧縮 積立金の積立							—
買換資産圧縮 積立金の取崩							—
特別償却積立金 の積立							—
特別償却積立金 の取崩							—
当期純利益		585,951					585,951
自己株式の取得	△277,419	△277,419					△277,419
自己株式の処分	133	150					150
自己株式の消却	278,561	—					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△4,139	791	△3,347	△110	△3,458
当期変動額合計	1,275	112,856	△4,139	791	△3,347	△110	109,398
当期末残高	△30,148	2,555,063	45,228	△300	44,928	391	2,600,382

6. 計算書類の「個別注記表」

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券 …………… 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
時価のないもの…移動平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。
- (2) デリバティブ …………… 時価法
- (3) たな卸資産 …………… 先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数、残存価額は実質的残存価額によっている。
- (2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。
- (3) リース資産 …………… 定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額によっている。

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。
- (2) 製品保証引当金 …………… 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。
- (3) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、退職給付引当金又は前払年金費用を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用している。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法…………… 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。

ヘッジ手段とヘッジ対象…………… ヘッジ手段…デリバティブ取引
ヘッジ対象…主として外貨建債権債務等

ヘッジ方針…………… リスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。

ヘッジ有効性の評価方法…………… ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。

(2) 退職給付に係る会計処理…………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(3) 消費税等の会計処理…………… 消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

(4) 連結納税制度の適用…………… 連結納税制度を適用している。

6. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示していた「未収入金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金繰入額」は「営業外費用」における金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。

前事業年度において、「特別利益」に区分掲記していた「新株予約権戻入益」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示している。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,433,598 百万円
(内、リース資産 57,855 百万円)

2. 保証債務等の残高

(1) 保証債務

被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容
従業員	※ 37,252	借入金(住宅資金)の債務保証
英国日産自動車製造会社	5,182	借入金(設備資金)の債務保証
オートモーティブエナジーサプライ(株)	2,720	借入金(設備資金)の債務保証
日産サウスアフリカ会社	1,502	借入金(運転資金)の債務保証
北米日産会社	518	借入金(設備資金)の債務保証
国内販売会社 11 社	1,245	借入金(運転資金)の債務保証
計	48,422	貸倒実績率を基に貸倒引当金を計上している。

(2) 保証予約

被保証者	保証予約残高 (百万円)	被保証債務の内容
ひびき灘開発(株)	72	借入金の保証予約

(3) 経営指導念書

以下の子会社の金融機関からの借入に関して差入れた経営指導念書

対象会社	対象債務残高(百万円)
英国日産自動車製造会社	9,583

(4) キープウェル・アグリーメント

当社は上記のほか以下の子会社と信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。

各金融子会社等の平成 29 年 3 月末の債務残高は次のとおりである。

対象会社	対象債務残高(百万円)
米国日産販売金融会社	4,657,001
(株)日産フィナンシャルサービス	847,302
豪州日産販売金融会社	361,558
カナダ日産自動車会社	237,622
ニッサンリーシング(タイランド)社	108,079
カナダ日産フィナンシャルサービス	93,967
北米日産会社	49,363
ニュージーランド日産販売金融会社	17,254
計	6,372,150

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務(区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権 779,780 百万円
短期金銭債務 745,022
長期金銭債務 12,794

4. 固定負債の「その他」には、平成 19 年 6 月 20 日開催の定時株主総会において承認済みの役員退職慰労金の改訂後の金額が含まれている。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,208,662百万円

営業費用

1,507,711

営業取引以外の取引による取引高

291,688

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 29,812 千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、研究開発費、未払費用、退職給付引当金、有価証券評価損、製品保証引当金、税務上の繰延資産であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、有価証券認定損、租税特別措置法上の諸積立金、その他有価証券評価差額金である。

なお、繰延税金資産から控除されている評価性引当額は 31,049 百万円である。

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北米日産会社	所有 直接 100%	当社製品の販売先	売上高 資金の貸付	1,168,603 170,976	売掛金 関係会社 短期貸付金	73,676 170,976
子会社	日産車体㈱	所有 直接 45.79% 間接 0.01%	当社製品の一部を 製造委託	仕入高	328,796	買掛金 その他 (前渡金) 未収入金 未払費用	89,826 16,072 8,642 1,725
子会社	中東日産会社	所有 直接 100%	当社製品の販売先	売上高 受取配当金	265,576 44,176	売掛金 未収入金	81,806 45,554
子会社	日産ファイナンス㈱	所有 直接 100%	当社の国内子会社 への融資の為の 資金貸借	資金の貸付 資金の借入	380,421 421,569	関係会社 長期貸付金 短期借入金	380,421 421,569
子会社	米国日産販売金融会社	所有 間接 100%	当社製品の販売 金融の為の貸付 及び保証等	資金の貸付 保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	106,510 4,657,001	関係会社 短期貸付金 —	106,510 —
子会社	ニッサンインターナショナルホールディング グループ	所有 直接 100%	関係会社の株式を 保有	資金の貸付	124,758	関係会社 短期貸付金	124,758
子会社	㈱日産フィナンシャルサービス	所有 直接 100%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	847,302	—	—
子会社	豪州日産販売金融会社	所有 間接 100%	当社製品の販売金 融の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	361,558	—	—
子会社	カナダ日産自動車会社	所有 直接 35.89% 間接 64.11%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	237,622	—	—
子会社	ニッサンリーシング(タイランド)社	所有 直接 67.21% 間接 32.79%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	108,079	—	—
子会社	カナダ日産フィナンシャルサービス	所有 間接 100%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	93,967	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 製品及び部品の販売については、市場価格・総原価等を検討の上決定している。
- (2) 製品の購入については、提示された見積価格、現行製品の価格及び当社製品の市場価格から算定した価格を基に、検討・交渉の上決定している。
なお、部品の支給等は仕入高と相殺されており、その額は当社の原価から算定した価格を基に、交渉の上決定している。

その他

- (1) 子会社の借入金等に対して債務保証をしている。
また、債務保証の一環として、信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。
- (2) 当社は、グループ企業との金銭貸借を行っており、利率については市場金利を勘案の上、決定している。
- (3) 100%子会社からの受取配当額については、財務状況を勘案して配当額を決定している。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	620 円 39 銭
1 株当たり当期純利益金額	136 円 80 銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項なし。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示している。

以 上